

国の「強い経済」を実現する総合経済対策を踏まえた交付金等事業計画(案)について

【推奨事業メニュー分】



(単位:千円)

総事業費	財源内訳		
414,300	国	交付限度額	385,312
補助対象事業費	県	交付限度額	15,740
414,300	町	一般財源	13,248

I. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金「414,300千円」

(1) 推奨事業メニュー分 [計 7事業: 414,300千円]

No.	SDGs	事業名	事業の概要	事業費(千円)	担当課
①		令和7年度 エネルギー・物価高騰等に直面する町民への食料品券配布事業	エネルギーや食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、令和7年12月1日現在、住民基本台帳に登録のある町民36,026人に対し、1人当たり7千円相当の「(仮称)しばた暮らし応援食料品券」を配布するもの。 (1) 36,026人×7千円=252,182千円 (2) (仮称)しばた暮らし応援食料品券配布等業務委託料=25,000千円	277,182	商工観光課 農政課
②		令和7年度 エネルギー・物価高騰等に直面する小中学生世帯への学校給食費負担軽減事業	エネルギーや食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、小中学校に就学する児童生徒の保護者が負担する給食費相当について、一定期間支援することで、保護者の経済的負担を軽減するもの。 町内外の小中学校へ就学する児童生徒2,574人(町内2,465人+町外109人)の給食費2回分を無償化する。 (1) 減免 小学校1,634人×給食費5,130円×2回分=16,764,840円 中学校 791人×給食費6,120円×1回分= 4,840,920円、791人×給食費4,420円×1回分= 3,496,220円 合計25,101,980円 ≒ 25,102千円 (2) 学校給食を受けない児童生徒(食物アレルギー・長期欠席等) 小学校19人×給食費5,130円×2回分=194,940円 中学校21人×給食費6,120円×1回分=128,520円、21人×給食費4,420円×1回分=92,820円 計 416,280円 (3) 区域外就学児童生徒等 小学校24人×給食費相当額10,260円=246,240円 中学校85人×給食費相当額10,540円=895,900円 計 1,142,140円 合計((2)+(3)) 416,280円+1,142,140円=1,558,420円 ≒ 1,559千円 (4) 賄材料費一式 ≒ 16,321千円 (5) ひとめぼれ掛増し負担金一式 4,107,342円 ≒ 4,100千円 (6) 消耗品費 62千円 (7) 通信運搬費(110円×150件×3回)=49,500円 ≒ 50千円 (8) 振込手数料(110円×150件)+(660円×8件)=21,780円 ≒ 22千円	47,216	教育総務課
③		令和7年度 エネルギー・物価高騰等に直面する子ども食堂実施事業者支援事業	エネルギーや食料品価格等の物価高騰による影響を受けている子ども食堂を実施している5団体(社会福祉協議会等除く。)に対して、事業継続を図るため、年間食事提供見込数に応じ支援金を支給するもの。 (1) [年間食事提供見込数 250食未満] 19千円×2団体= 38千円 (2) [年間食事提供見込数 500食以上750食未満] 94千円×2団体=188千円 (3) [年間食事提供見込数 1,250食以上] 207千円×1団体=207千円 合計 433千円 (4) 振込手数料 5団体×110=550円≒1千円	434	子ども家庭課
④		令和7年度 エネルギー価格高騰下における幼児教育事業者支援事業	エネルギーや物価高騰の影響を受けている幼児教育事業者の負担を軽減し、幼児教育施設の安定的な運営を支援するため、エネルギー等価格高騰分を支援金として支給するもの。 幼児教育事業者1者当り100千円を支給する。 (1) 幼児教育事業者100千円×3事業者= 300千円 (2) 振込手数料 3事業者×110=330円≒1千円	301	子ども家庭課 教育総務課
⑤		令和7年度 エネルギー価格高騰下における交通事業者支援事業	エネルギーや物価高騰の影響を受けている町内タクシー事業者や阿武隈急行(株)に対し、地域に不可欠な交通手段の確保と事業継続を図るため、エネルギー価格高騰分を支援する。 [町内タクシー事業者] 車両運行台数10台以上1か月当り50千円、5台~9台1か月当り40千円、5台未満1か月当り30千円を3か月分支給する。 (1) 10台以上保有事業者50千円×3か月×1事業者=150千円 (2) 5台~9台保有事業者40千円×3か月×2事業者=240千円 (3) 5台未満保有事業者 30千円×3か月×2事業者=180千円 合計570千円 (4) 振込手数料 5事業者×110円=550円+組戻手数料660円=≒2千円 [阿武隈急行(株)] 令和7年度阿武隈急行経営安定化支援金(15,109千円) (1) R7(動力費+光熱費)168,258千円 - R1(動力費+光熱費)101,650千円 = 66,608千円(動力費及び光熱費の物価高騰分) (2) 66,608千円×1/4×0.120438(柴田町負担割合)=2,005千円	2,577	まちづくり政策課
小計(①~⑤)				327,710	

No.	SDGs	事業名	事業の概要	事業費(千円)	担当課
⑥	 3 すべての人に健康と福祉を	令和7年度 エネルギー価格等の高騰に直面する社会 生活サポート事業者支援事業	<p>エネルギーや物価高騰の影響を受けている医療機関、介護サービス事業所及び障がいサービス事業所の負担を軽減し、地域の医療施設及び介護サービス事業所等の安定的な運営の支援を行うため、エネルギー等価格高騰分を支援するもの 〔町内医療機関等〕 病院1か月当り200千円、診療所1か月当り80千円を3か月分支給する。 (1)病院200千円×3か月×2病院=1,200千円 (2)診療所80千円×3か月×29診療所(医科16・歯科13)=6,960千円 (3)通信運搬費10千円、(4)振込手数料5千円、(5)消耗品費5千円 合計8,180千円</p> <p>〔町内介護サービス事業所等〕 介護及び障がいサービス事業所での電気代等高騰分として、3万円～60万円を支給する。 (1)介護サービス事業所(15法人) 2,650千円 (2)障がいサービス事業所(11法人) 1,930千円 (3)通信運搬費10千円、(4)振込手数料8千円、(5)消耗品費71千円 合計4,669千円</p> <p>〔みやぎ県南中核病院〕 エネルギーや物価高騰の影響を受けているみやぎ県南中核病院の負担を軽減し、地域医療の安定的な運営の支援を行うため、エネルギー等価格高騰分を支援するもの。 (1)追加負担金(柴田町分) 33,050千円</p>	45,899	健康推進課 福祉課
⑦	 1 貧困をなくそう	令和7年度 低所得世帯物価高騰対策事業	<p>エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を考慮して、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和7年度住民税非課税世帯)に対して、1世帯あたり10千円の給付金を支給する。 (1)3,810世帯×10千円=38,100千円 (2)消耗品費600千円、(3)印刷製本費189千円、(4)通信運搬費1,357千円 (5)振込手数料445千円 合計40,691千円</p>	40,691	福祉課
小計(⑥～⑦)				86,590	